

2024年5月20日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2024年 税理士受験対策シリーズ 相続税法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2024年 税理士受験対策シリーズ

相続税法 理論サブノート (2023年8月18日 第23版発行)

ISBN 978-4-86783-030-7 C1034

改訂内容

改訂頁	改訂箇所
P. 38 問題3-4 [1]	下線部分を変更してください。
	令和 <u>4</u> 年1月1日から令和 <u>5</u> 年12月31日まで ↓ ↓ 令和 <u>6</u> 年1月1日から令和 <u>8</u> 年12月31日まで
P. 39 問題3-4 [5] (1)	下線部分を変更してください。
P. 40 問題3-4 [6] (1)	
P. 88 問題5-3 [1]	令和 <u>5</u> 年12月31日まで
P. 89 問題5-3 [5] (1)	↓
P. 90 問題5-3 [6] (1)	令和 <u>8</u> 年12月31日まで
P. 39 問題3-4 [4]	次頁の点線枠内のものに差替えてください。

**〔4〕 住宅資金非課税限度額** (措法70の2②) ★

次の区分に応じ、特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額をいう。

- (1) その住宅用家屋がエネルギーの使用の合理化に資する住宅用家屋（新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋については、エネルギーの使用の合理化に著しく資するものに限る。）、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用家屋として一定のものである場合…1,000万円
- (2) その住宅用家屋が(1)に規定する住宅用家屋以外のものである場合…500万円

※ 本文中の下線部分は、赤字部分となります。